中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 50) (大学名) 滋賀大学

	(法人留亏 30) (人子石) 滋 貝 人 子
中期目標	中期計画
(前文)大学の基本的な目標	
「滋賀大学憲章」にある「琵琶湖世界 BIWAKO Cosmosから世界へのつながり	
を拓く」にしたがい、本学は、地域に根ざす視点とグローバルな視野とをあ	
わせもつ「知の拠点」として、豊かな人間性を備えた専門性の高い職業人の	
養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、社会の持続可能な発展に貢献	
することを基本理念としている。	
こうした理念を踏まえて本学は、グローバル化する社会にふさわしい未来	
志向で文理融合の学識と、地域の発展に貢献できる課題解決能力を備えた、	
イノベーティブな創造力を有しリーダーシップを発揮できる人材の育成をさ	
らに推し進める。そして、これまでの重点領域である環境・リスクの研究課	
題に継続して取り組むのみならず、新たな重点領域を切り拓いていく。	
戦後70年を経た今、国立大学法人のいずれもが、一大転換期を迎えてい	
る。第3期中期目標期間にあたり、創立以来教育学部と経済学部の2学部体	
制で運営してきた本学は、第2期中期目標期末に策定した「滋賀大学将来構	
想大綱」に盛られた諸改革の実現に向けて取り組み、機能強化を図らねばな	
らない。すなわち、①地域の教員養成の中心であり、経済経営系の高度専門	
職業人の育成機関である両学部の強みと特色を発揮する改革、②教養教育を	
柱とした全学的な教育内容の革新と体制の整備、③地域の課題に応え、グ	
ローバルな課題解決をめざす未来志向で文理融合型の新学部の設置、④学び	
直しの機能を強化し、地域イノベーションを担う人材育成のための大学院組	
織の再編、⑤県内国公私立大学等との連携の推進による知の拠点としての役	
割の向上である。	
さらに、組織改編を契機とする持続的改革を推し進めるにあたり、高等教	
育への社会的要請に応えつつ、多様な形で地域社会の発展に貢献すること	
を、本学の使命の一つとして位置づける。	
これらの目標を確実に達成するために、学長のリーダーシップの下、本学	
に関わるすべての人々の理解と協力を勝ち得るべく、学内資源の戦略的な再	
配分を実行できるよう、ガバナンス改革をはじめとする様々な改革に積極的	
に取り組んでいく。そして、個性を重んじる自由な雰囲気のなかで、学生に	
とって学びがいがあり、教職員にとって働きがいのある大学を創造する。	
	1

中期目標	中期計画
● 中期目標の期間及び教育研究組織 1 中期目標の期間(平成28年4月1日~平成34年3月31日) 2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科を置く。	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	Ι 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置
(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標	(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
1)地域の教育界、経済界、自治体等では、地域社会の直面する課題に対する解決力を有した人材の育成が求められている。また、グローバル化する社会の中で、教育現場や経済活動の中から浮上する新たな課題に、グローバルな視点から対応できる力の向上が必要とされている。こうした社会からの要望に応えるために、教育改革をさらに進め、イノベーティブな創造力を有し、リーダーシップを発揮できる人材を養成する。	1)学生の実践的な課題解決能力を高めるため、教育学部における教育参加科目や、経済学部における就業力育成事業の中のプロジェクト科目等、これまでの取組の成果を検証するとともに、反転授業やPBL(課題解決型学習)などの教育方法を授業の中で一層活用し、アクティブ・ラーニングを質・量ともに充実させる。特に、教育学部の学生に対しては、小中学校等の教育現場でアクティブ・ラーニングを指導できる力を向上させる。また、経済学部の学生に対しては、グローバル化する社会におけるビジネス・地域リーダーとして必要とされる課題発見力及び企画力を育成する。
	2)イノベーティブな創造力を有した人材を養成するため、カリキュラムを改善するとともに、ナンバリングの導入、カリキュラムマップやシラバスの利用により教育内容をより明示的に示し、学生の主体的な学習を促進する。また、滋賀大学学習管理システム(SULMS)上で講義資料や講義映像を提供する科目数を第3期中期目標期間中に1.5倍に増やすなどの方法により、学生の授業外学習時間を増加させる。
	3) ビッグデータ時代の到来を受け、データ解析に基づき価値創造する能力を身に付けた人材の養成が求められている。そのために、わが国初のデータサイエンス学部(仮称)を新設し、データ活用能力育成を中心に据えたカリキュラムを構築・推進するとともに、全学の学生に対しても、データ活用の知識を向上させる。また、データサイエンス領域に関する教育ワークショップを毎年開催し、データ活用能力育成に関する本学の教育内容・方法を学外にも広く普及させる。
	4)大学院において、高度専門職業人の養成を進めるために、地域や社会の課題解決をめざす実践型の教育を拡充させるとともに、教職大学院の設置、経済学部の学部・大学院5年一貫教育や多様なディグリー制度の整備・改善など、時代の要請に応えた教育課程の改革を行う。

(2)教育の実施体制等に関する目標

2)歴史的な資産に富み、また琵琶湖を擁する滋賀県に位置する大学として、歴史的・自然的資源を活かして地域の発展に貢献できるリーダーや、グローバル化する社会の中で活躍できる人材を養成するために、実践型の教育を実施する体制を見直す。

3)イノベーティブな創造力を有し、指導力ある人材を養成するためには、学生が主体的な学習態度を身に付けることが必要であり、そのための学習環境の充実を促進する。

(3) 学生への支援に関する目標

4)社会の中でリーダーシップを発揮するためには、学生時代に課外活動に積極的に参加し、企画・実行力を磨くことが重要であり、そのための自主的な活動を支援する体制を充実させる。また、障害のある学生や経済的に困窮している学生など、学生生活に困難を抱えている学生に対する支援体制を整備する。

中期計画

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 5) 教養教育については、特定主題分野を設け、近江、環境など学生の地域に対する歴史的・自然的認識を深めるための科目を開講してきた。第3期中期目標期間中には、教養教育の見直しを行うとともに、環境、地域理解・デザイン、データ活用に関する教育の実施体制の整備を行う。
- 6)インターンシップやPBL型のプロジェクト科目の内容を充実させ、アクティブ・ラーニングを進めるために、教育実習支援室・就業力育成支援室の整備やアクティブ・ラーニング支援の教員配置など、実践型教育を推進する体制を構築する。また、授業アンケート調査の内容について見直し、授業改善に有効に活用するとともに、適時卒業生やそのほかのステークホルダーを対象とするアンケート調査を実施し、その結果をFD (ファカルティ・ディベロップメント) に活用する。
- 7)教育学部創造学習センターや経済学部学習教育支援室における学生の 主体的な学習を一層支援するため、学生用情報関連設備や使用方法の改善、グループ学習室の整備等、教育環境の改善・充実を進める。
- 8)学生の主体的な学習に対する附属図書館の教育支援機能を強化するため、施設の部分改修、学習用設備の充実、並びに各学部や情報処理センターと連携して既存施設の活用を進めるとともに、教育学部分館においては、学習スペースや書架・展示等の空間につき、維持管理可能な範囲での拡充計画を準備する。同時に、附属図書館の運営をより開かれたものとするため、学生と学部長等との懇談会や自己点検評価報告会での学生や本学支援者からの意見を参考にし、大学と利用者が共に創り支える学習環境としての特性を強化する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 9)学生の幅広い人間性を養い、健全な心身の発達を促進するため、クラブ・サークルの同窓会の協力を得て課外活動を支援するとともに、本学の学生が地域と連携して実施する学生自主企画プロジェクトの支援をさらに進める。
- 10) 3年ごとに実施している学生生活実態調査や直接の意見交換により学生の要望を把握し、必要な改善等を行う。また、心身の悩みをはじめ、様々な課題を持つ学生が増加しているなかで、障がい学生支援室の運営状況やカウンセリングの利用状況を検証し、必要に応じてカウンセラーや相談員の配置等を見直すとともに、情報提供の方法を工夫することにより学生生活に困難を抱える学生が相談しやすい環境を整えるなど、学生相談体制の整備を進める。

策を実施する。

5)個々の学生の卒業後の進路を見据えて、キャリア支援・就職支援を充実させる。

12)学生のキャリア支援を充実させるために、インターンシップに関する情報提供・助言・事前指導の体制を整備し、学生が地域の産業に目を向ける機会を増やすとともに、グローバルな場での活躍を志向する学生の海外体験の機会を拡充させる。また、就職状況の変化に対応するために、就職相談窓口の体制の見直しや、就職支援に関するプログラムの改善を行う。

中期計画

11)学生の学習機会を保証するため、学生の経済的状況を的確に把握し、本学独自の支援制度「つづけるくん」の見直しを行うなど、経済的支援

(4)入学者選抜に関する目標

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

6) 本学の教育理念と高大接続改革に対応する観点から、アドミッション・ポリシーを見直し、多様な能力を持つ人材を適切な方法で評価する 入学者選抜制度を確立する。また、大学院では教育組織再編に対応した 選抜評価方法を導入する。 13)アドミッション・ポリシーを平成30年度までに見直す。学部個別入学者選抜は、大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の導入を念頭に置きつつ、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等、多様な能力を適切な方法で評価する制度とし、学部教育組織の再編に合わせて可能なものから段階的に実施する。

14) アドミッション・オフィスを設置し、AO入試等の支援、広報活動を強化するとともに、入学者追跡調査等によって選抜方法の検証・改善等、入学者選抜実施体制を充実させる。また、これまで実施してきた教職探究フォーラムなどの高大連携事業を、アドミッション・ポリシーの見直しに対応する高大接続の観点から改善する。

15)大学院教育組織の再編に合わせて、多様なバックグラウンドを持つ人材を多面的・総合的に評価・判定して受け入れる制度を導入する。

2 研究に関する目標

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

7)新たにデータサイエンスに関する挑戦的な教育研究を進め、世界で競える教育研究拠点を形成する。また、環境、リスクに関する研究を継続発展させるととともに、3分野の研究者が協力して特色ある研究を推進する。

16) データサイエンス領域の教育研究を進め、国内外の10以上の大学・政府機関・自治体・企業等と協力して教育プログラムの開発及び多面的な共同研究を実施し、世界で競える教育研究拠点を形成する。また、本学の特色ある研究領域である環境、リスクに関する研究を継続して実施するとともに、データサイエンス、環境、リスク等の研究者が協働して分野融合的な研究を推進する。

8) グローバルな課題解決をめざす研究活動を推進し、知の拠点としての機能を高めるために、研究活動の国際化をさらに推進する。

17)国際学術専門誌への掲載論文数を20%増加させるとともに、国際共同研究を積極的に推進し、国際シンポジウムを年2回以上開催する。

9)地域の直面する課題解決に貢献するために、共同研究を実施するとともに、研究活動を通して得られた成果を地域に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

10) 研究推進に係る制度を検証し見直すとともに、全学研究センターを再編し、研究環境の整備を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する 目標

11) 地域における知の拠点をめざし、地域・社会貢献活動が一層効果的となるよう様々な取組を全学レベルで体系化するとともに、地域の他大学や自治体等との連携をさらに深める。

中期計画

18)地域の直面する課題や、グローバル化する社会の中で新たに発生する課題解決に貢献するために、国内外の大学、自治体や教育機関等との共同研究を推進する。特に、近江の地域史資料や近江商人に関する資料の収集と調査・研究を行う。また、大学の研究活動を通して得られた成果を、シンポジウムやワークショップ等多様な形態で公表し、地域に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

19)特色ある研究を推進するため、研究助成制度、招聘教授制度、クロスアポイントメント制度等の運用状況を点検して改善し、有効に活用する。また、科研費申請の準備に関する学内スケジュールの見直しやセミナーの開催、申請書作成に関するアドバイザリー制度の導入など、科研費採択率向上のための学内支援体制を改善する。

20) 平成28年度にデータサイエンス教育研究センターを全学センターとして設置し、MOOC (大規模公開オンライン講座) による教育サービスの提供、データ駆動型PBL演習教材の開発・提供、オープンデータの拠点構築、他大学等との価値創造プロジェクト研究事業等を推進する。また、データサイエンス教育研究センターの設置を契機に学部・大学院と全学研究センターとの研究面での連携を強化するため、全学研究センターのあり方を見直し、研究環境の整備を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

21)地域における知の拠点をめざし、学部及び全学研究センター等が様々な方法で実施する、地域の課題解決や地域を支える人材育成等の地域・社会貢献活動の取組が一層効果的となるよう、全学レベルで体系化するとともに重点的に支援する事業を強化する。また、環びわ湖大学・地域コンソーシアムや彦根三大学による連携事業を一層推進する等、地域の他大学や自治体等との連携をさらに深める。

22)公開講座及び公開授業等について、受講者が新たな知識に触れ、満足する内容となるよう、アンケート調査等により検証を経た上で、改善を推進する。また、近江の自然、歴史、文化等に関わる研究成果について、地域の他大学や出版社等と協働して出版企画・編集を行い、特色ある学術書を出版する。

中期目標	中期計画
	23)地域の知の拠点をめざすには、地域の歴史や文化への洞察が学内外において広く共有されることが重要である。そのため、県立図書館の拡充整備以前より地域の史資料の調査・研究・整理保管・展示等の機能を自ら担ってきた本学の附属図書館・史料館・経済経営研究所が蔵する史資料を活用した地域貢献を一層推進する必要がある。それに応えるため、県内外の図書館・博物館等と連携して地域の歴史や文化に関する広領域的な共同研究を推進する。
	24) 地域を支える社会人の育成に向けて、公共経営イブニングスクール、 地域活性化プランナー学び直し塾、ビジネスイノベーションスクールな ど、地域社会からの評価の高い社会人学び直しプログラムを検証しつつ 実施し、これらのプログラムの受講生を毎年60人以上確保する。さら に、既修者グループとの交流を深めつつ、これらのプログラムと大学院 教育との連携を進める。
12)滋賀県教育委員会やそのほかの教育機関と連携し、滋賀県の教育に携わる人材の養成、質の向上に努めるとともに、地域の教育課題に関する共同研究を進め、課題解決に貢献する。	25) 地域の教育課題に対応できる力を向上させるために、実践的なカリキュラムをさらに充実させるとともに、国立大学の教員養成学部である特色を生かし、小中連携、幼小連携や学力問題など我が国の直面する教育課題に取り組むことのできる人材を養成する。また、学校現場で指導経験のある大学教員の比率を、第3期中期目標期間中に30%まで高める。こうした取組により第3期中期目標期間中の教員就職率について80%を維持するとともに、滋賀県の小学校教員採用数における本学の占有率を35%まで向上させる。また、平成29年度に教職大学院を設置し、地域の教育のリーダーとなる人材を養成するとともに、修了者の教員就職率90%を確保する。
	26) 平成27年度に滋賀県教育委員会と共同で設置した地域教育連携推進会議における協議などを通して地域の教育課題を明らかにし、大学と教育委員会、公立の小中学校などが協力して学力問題等の課題解決に向けた取組を実施する。
4 その他の目標 (4) だっ *** *** *** *** *** *** *** *** ***	4 その他の目標を達成するための措置
(1) グローバル化に関する目標	(1)グローバル化に関する目標を達成するための措置
13)大学のグローバル化の推進に向けて、国際水準の教育研究を展開するための組織体制づくりを進め、海外協定校並びに県内大学との連携を拡充させる。	27) 国際センターにおける国際的な教育研究、留学に関する学生支援及び 地域の国際的な活動への支援等を充実させるための組織整備を進める。 また、大学の重点研究領域を中心として国際的な教育研究拠点を形成す るため、共同研究プロジェクトを促進する。
	28)海外協定校を東アジア・太平洋地域だけでなく、その他の地域にも広げ、平成33年度までに合計30校以上に拡充させる。また県内大学とも連携・共同し、これまで以上に国際交流活動と国際理解プログラムを多面的に実施する。

14) 国際的に活躍できるグローバル人材を育成するために、国際化に対応した教育プログラムの拡充及び語学教育や留学生への指導・支援体制の整備により、学生の英語力の向上や海外体験の拡充並びに外国人留学生の受入れを拡大する。

(2) 附属学校に関する目標

15)高い実践的能力と専門的学識を有する教員の養成のために、教育に関する研究及び教育実習に組織的に協力するとともに、地域に開かれた附属学校として教育委員会や自治体と連携しつつ、先導的・実験的な教育研究を推進する。

中期計画

29)大学教育を国際化し、それを地域の課題解決に活かすため、これまでに開発した海外協定校との連携教育プログラム等を基盤として、地域課題型PBLや英語による授業、多様な海外研修プログラムなどを活用したグローバル人材育成コース等の取組を進める。また、小・中・高等学校の教員となる学生の英語力向上と実践的指導力強化のためのカリキュラムを開発し、実施する。さらに、連携協力校と共同して地域の児童・生徒の英語力及び英語担当教員の指導力の向上のためのプロジェクトを実施する。

30)海外留学をめざす学生や海外からの留学生に対する支援体制をさらに 充実させることによって、平成33年度までに長期・短期の海外留学生・ 研修生数を学部学生入学定員の20%以上に、また学部・大学院の外国人 留学生数を平成27年度比50%増に引き上げる。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

31)本学の特色である環境教育、滋賀県教育委員会との協力によるコアサイエンスティーチャー事業及び情報活用教育に関する研究成果を発展させ、実践に基づいた環境教育、理数教育、情報活用能力の育成に関する研究を行うとともに、小学校英語教育の教育方法の研究等の先導的な教育課題に取り組む。平成27年度に教育学部に新設した環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻をはじめとして、学部と連携・協力して、教育研究活動を推進するとともに、その成果を地域に公開し、教員養成カリキュラムに反映させる。さらに、第2期中期目標期間までのリスク管理の取組に関する実績を踏まえて、学校安全教育等、先導的・実験的な教育研究の実践を教育委員会や自治体と連携して進め、大学の学生支援等に活かす。

32) 実践的指導力を身に付けるために、1年次から4年次にかけて、段階的に計画・実施されている教育実習・教育体験に組織的に協力する。また、地域の公立学校で実施している教育実習と附属学校での教育実習の協力体制を、第2期中期目標期間までの実績を踏まえつつ強化し、多様な児童生徒に対する実践的な教育実習を進める。さらに、平成29年度に設置する高度教職実践専攻(教職大学院)(仮称)の学生の教育実習を、公立学校での実施に加えて、附属学校において実務家教員と附属学校教員とが連携して行うことにより、より質の高い実践的なものとする。

33) 附属学校の通常学級に在籍している、配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、巡回指導等の特別支援(教育相談)を学部教員と特別支援学校教員が協力して行うとともに、同様の支援を附属学校立地地域の公立小中学校に対しても教育委員会等と連携して実施し、特別支援の取組の地域還元を進める。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

16)学長のリーダーシップの下で、高等教育への社会的要請に応え、多様な形で地域社会の発展に貢献するために、ガバナンス体制を強化し、戦略的で効率的な学内資源の配分を図りつつ、全学的な機能強化を推し進め、将来構想を達成する。

17)大学の機能強化や教員の教育研究・社会貢献活動等の強化・活性化のため、多様な教職員人事を可能とする弾力的な人事・給与制度とし、適正な処遇への反映等により、効果的な法人運営を進める。

中期計画

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 34) 高等教育への社会的要請に応え、多様な形で地域社会の発展に貢献するため、学長と教授会の役割を明確にした学内規程に基づき、学長のリーダーシップの下、大学の強みや特色などが十分に生かされているかを総点検し必要な改善を行う。
- 35) 本学の将来構想の達成のため、学長裁量経費を確保し、学長のリーダーシップの下、機能強化に資する事業に重点配分を行う等、限られた学内資源の再配分を戦略的・効率的に進める。
- 36)教育組織の再編改革や研究の重点領域の編成に機動的かつ柔軟に対応するために、教員組織を教育組織と分離し、全学的な視点で教員配置及び教員人事を行う。
- 37)経営協議会、外部有識者会議及び教育学部と滋賀県教育委員会との地域教育連携推進会議等において、大学全体または部局に対する地域社会も含めた外部からの意見を求め、適切かつ迅速に法人運営に反映させる。その結果を、経営協議会及び教育研究評議会に報告する。また、様々な会議等で出された意見や監査結果等については、教職員に周知徹底し、個々の改善に役立てる。加えて、データサイエンス学部(仮称)では、当該分野を先導する研究者で構成される外部アドバイザリーボードに評価や意見を求め、データサイエンス教育研究拠点の形成に反映させる。さらに、学内外のデータを収集・整理・分析した結果を大学の意思決定や教育研究支援に活用し、データの公開を進めるIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動を推進する。
- 38)優秀な教員を獲得し教育研究の活性化を図るため、年俸制やクロスアポイントメント制度等多様な人事・給与制度の活用を促進する。また、年俸制適用教員の割合を10%までに高める。
- 39) 大学全体の機能及び教員の活動の強化・活性化のために、教員個人評価制度について、平成28年度導入の教員情報管理システムの活用と改良等により実効性を高める。また、事務系職員個人評価制度についても、被評価者及び評価者研修を毎年実施し、必要な改善見直しを図りつつ、制度を効果的に活用する。さらに、教員及び事務職員の個人評価の結果を処遇に反映させる仕組みを改善する。

中期目標	中期計画
	40)優秀な人材を確保するため、女性・若手・外国人教員の採用を拡大する。特に、役員1人以上及び管理職3人以上の女性を登用するとともに、データサイエンス学部(仮称)においては若手教員を積極的に採用する。また、教育・研究支援部門等における専門的な業務を担う人材の確保や養成を行うため、キャリアパス制度(給与、評価、研修体系等)を整備し、キャリアコースを複線化する。
18) 本学の業務運営、機能強化や教育研究の適切な実施のため、監事が果たす役割の強化等により内部統制をより有効にする。	41)本学における業務運営、機能強化や教育研究を将来構想に基づいて適切に実施するため、監事が出席できる会議を拡大する等により監査範囲を広げるとともに、監査活動を支援する職員を増やす等のサポート体制を充実させることで監事の果たす役割を強化し、内部統制をより有効にする。
2 教育研究組織の見直しに関する目標	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
19) 地域の教員養成機能の中心であり経済経営系の高度専門職業人の育成機能を担う滋賀大学の特色と強みを生かしながら、未来志向と文理融合をモットーに掲げ、社会の要請に機敏に対応し、大学の機能強化を推進する教育研究組織を編制する。	42) 平成29年度にデータサイエンス学部(仮称)を、平成33年度までに データサイエンス研究科(仮称)を設置し、世界で競える国内で唯一の データサイエンス領域の教育研究拠点を形成する。併せて、同一キャン パスにある経済学部とデータサイエンス学部(仮称)の密接な連携によ り、文理融合型で、地域の視点とグローバルな視野を兼備する教育シス テムを導入する。
	43)教育学研究科を再編し、実践的教員養成機能を強化するとともに、平成29年度に高度教職実践専攻(教職大学院)(仮称)を新専攻として設置し、地域の中核を担い将来の管理職として活躍できる人材、及び質の高い授業づくり・学級づくりができる教員を養成する。また、教育学部については、滋賀県の教員採用数の動向を踏まえて、組織の見直しを行う。
	44) 社会人の学び直し対応機能と地域イノベーティブな人材育成機能を強化するために、公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾及びビジネスイノベーションスクールについて、毎年、成果と課題を確認しながら内容を充実させるとともに、これらの取組を基礎に社会人の学び直し需要に対応できるように大学院教育組織を再編する。
3 事務等の効率化・合理化に関する目標	3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
20)大学運営を効率的かつ機動的に行うため、業務の効率化・合理化及び事務職員の意識改革・能力開発を推進するとともに、事務組織体制の見直しを行う。	45)事務業務の効率化プロジェクトチームを中心に不断の事務業務の効率化・合理化を進めるとともに、研修等を通して事務職員の意識改革及び能力開発を推進することにより、幹部職員としてのマネジメント能力を備え、組織運営を担える人材を育成する。また、データサイエンス学部(仮称)の設置等の教育研究組織の再編に伴う新たな業務等への対応の検討のための作業部会を設置し、柔軟かつ機動的に事務組織を編制するとともに、適切な人事配置を行う。また、毎年、役員及び部局長等が、事務組織及び事務職員配置のあり方について意見交換する。

中期目標	中期計画
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成する ための措置
21) 安定的な大学運営と教育研究の充実のため、外部研究資金、寄附金その他自己収入を増加させる。	46)安定した大学運営と教育研究の質等の向上のため、科研費(平成27年度比20%増)等の外部資金の獲得や「滋賀大学教育研究支援基金」をはじめとする寄附金の受け入れなど、自己収入の増加に向けた全学的な体制を整備し、有効な取組を推進する。
2 経費の抑制に関する目標	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
22) 効率的・効果的な大学運営のための人件費改革を推進するとともに、 物件費に係る事業等の検証・見直しを進め、経費を抑制する。	47) 学長のリーダーシップの下、計画的な人件費管理を推進し、全学的な 人事管理と大学の戦略に基づく人員配置を行う。
	48)部局事業を含む物件費に係る執行について、検証及び効果的・効率的な見直し等を行い、資源の再配分に寄与する。また、他大学との共同調達の件数を2倍に増加させ、競争性の観点から随意契約の契約方法の見直しを実施するとともに、教職員のコスト意識改革を推進する。
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
23) 施設の老朽化等の現状を把握し、大学のガバナンスの下、適切に維持保全を行うとともに、資金の効果的運用管理を行う。	49)施設の適切な維持保全のため、毎年施設の老朽化等調査を実施し、施設マネジメント部会において適正な評価を行い、計画的に内外装改修などの老朽化対策等を実施する。
	50)資金は、金融リスクに備え、学内の専門家の意見を十分踏まえるとともに、資金運用担当者を研修等に参加させ、能力開発を行うことで適正かつ安全に運用することとし、運用額(年間延べ額)は平成27年度比5%増とする。
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 評価の充実に関する目標	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
24)大学運営の改善充実及び機能強化の促進のため、自己評価を着実に実施し、外部評価を行うとともに、その結果を教職員等に情報提供し、適切に施策に反映する。	51)大学運営の改善充実及び機能強化の促進のため、大学の強みや特色を見いだし、社会や地域への貢献度を把握する等の観点から毎年自己評価を着実に実施し、第3期中期目標期間半ばに外部評価も行う。また、大学を支える関係者に向けた自己点検評価報告会が効果的となるよう運営を改善するとともに、その結果を広く一般にも情報提供し、大学運営に適切に反映する。さらに、大学全体の機能及び教員の活動の強化・活性化のために、教員個人評価制度を平成28年度導入の教員情報管理システムの活用と改良等により充実させ、事務系職員個人評価制度も必要な改善・見直しを行い、制度を効果的に活用する。

中期目標	中期計画
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 25)本学の様々な取組への理解促進、認知度向上のため、的確な情報をわかりやすくかつフィードバックを得やすい表現を常に工夫しつつ、多様なメディアにより、迅速に公開・発信する。	2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 52)第2期中期目標期間で確立した広報部会・広報室体制に、より強力な モニタリング機能、編集機能、大学ポートレート活用機能が加わる仕組 みを構築し、地域の本学支援者や学生ボランティアとも連携しつつ、広 聴・広報活動を展開する。その際、本学教員の社会貢献可能分野を掲載 した「シーズ集」の改良や、教員情報管理システムの活用とも連動させ る。
V その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 26)大学改革、施設の長寿命化や有効活用に適切に対応するため、施設マネジメントに係るPDCAサイクルを確立することにより、大学の機能を強め、地域と共生する安全・安心なキャンパスを整える。また、大学運営に伴う環境負荷を低減するため、環境や省エネルギーに配慮したサステイナブル・キャンパスを構築する。	 ▼ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 53)組織見直し等の大学改革に適切かつ迅速に対応するため、施設マネジメントの実施方策に係るPDCAサイクルを確立し、国の財政措置の状況を踏まえ、毎年の施設整備マスタープランの点検・評価及び必要な見直しにより施設整備を行う。また、防災機能の強化及びバリアフリー化の推進により、学生・教職員の安全を向上させ、地域における防災拠点
	として貢献する。 54) 毎年、講義室や会議室等の利用状況調査を行い、全学的な観点から非 効率的なスペースを効果的・効率的なスペースとして活用する。このう ち、講義室については、アクティブ・ラーニングや社会人教育の推進等 により、年間稼働率を平成27年度比5%増とする。
	55) CO 2 排出量の削減に資するため、LED灯の増設(照明面積を平成27年度保有面積に対する5%増)や太陽光外灯の設置等の省エネルギー対策を実施する。また、学生・教職員の環境意識を高める取組を行うとともに、ポスターや学内ホームページ等による環境や省エネルギーに関する啓発活動を実施する。
2 安全管理に関する目標 27)事故等を未然に防止するため、学生・教職員等の安全管理体制の強化 及び安全に対する意識・知識を高めるとともに、健康の維持・増進のた めの取組を推進し、教職員の意識を向上させる。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 56) リスク管理体制を充実させるため、毎年「リスク管理ガイドライン」 や「リスク管理基本マニュアル」を点検し、必要な見直しを行うととも に、「リスク事象別個別マニュアル」を整備する。また、大規模災害等 の発生に備え、関係部局、委員会等の実質的な連携体制の強化及び定期 の訓練の実施により学生・教職員の有事の際の対応に関する理解向上を 推進する。さらに、附属学校における安全教育の実践を大学全体にも役

直しを行うととも た、大規模災害等 制の強化及び定期

関する理解向上を 推進する。さらに、附属学校における安全教育の実践を大学全体にも役 立たせていく。

57) 学生・教職員の海外渡航の安全確保のために、海外安全情報の迅速な 提供と啓発を行う。また、毒物・劇物の適切な管理・使用を推進するた めに、その管理状況について定期的に点検し、使用者の管理意識を徹底 する。さらに、PCB廃棄物(安定器等)について、計画的に処理す る。

中期 目標	期計画
	58) 学生・教職員の健康意識を向上させるために健康に関する講演会、セミナー等を開催するとともに、個別の健康相談やカウンセリングを通じて、心身の健康の維持・増進を支援する。また、教職員のストレスチェックの実施及び事後措置等の体制を整備する。
28)情報セキュリティ管理を強化するため、統合情報基盤を常に検証し、 学生・教職員の意識・知識等を向上させるとともに、緊急時に適切な対 応ができるよう、情報技術の進展に合わせ、管理体制を遅滞なく改善す る。	59)設備と運営の両面における情報システムの高度化を推進するため、他大学をはじめ関連機関とも連携しつつ、統合情報基盤の定期的検証と課題検出・緊急度分析を行うとともに、運営を担う人材育成体制を整備する。
	60)情報セキュリティ管理に関する学生・教職員の意識・知識・技術の向上を図るため、各部局情報セキュリティ担当者の連携を強化し、各種調査により現状を認識するとともに、疑似体験型訓練や講習会等による啓発活動を強化し、これらの活動への参加歴を把握する体制を導入する。また、情報セキュリティにかかわる緊急事態発生時に、迅速かつ適切に対応するための全学体制を改善する。
3 法令遵守等に関する目標	3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置
29) 法令の遵守の徹底、経理の適正化の推進及び不正防止対策の強化による適正な法人運営を行うとともに、人権が尊重されるキャンパスを実現する。	61) コンプライアンス体制及び倫理教育を強化・充実させるため、関係規程等を整備、見直しする。また、法令遵守及び研究倫理等に関する研究倫理セミナーの年2回実施やe-learning教材の利用により、全教職員の法令遵守、倫理意識を向上させる。
	62) 研究費等を適正に執行するため、経理事務に関し、教職員向けQ&A等の内容の充実、事務職員に対する研修会の年2回以上の実施、事務処理マニュアル等の見直しを行うとともに、教職員及び関係業者に対し、適正な経費執行について周知徹底する。
	63) 監事監査、内部監査及び会計監査人監査の監査結果で指摘された業務 の改善、是正等に係るその後の措置状況についてのフォローアップを徹 底する。また、監査結果の指摘事項やその後の措置内容について教職員 に公表し、役員及び教職員が適正な法人運営に関する意識を共有する。
	64) ハラスメント防止と排除を推進するため、平成26年度に全面改正した「ハラスメントの防止及び排除に関する規程」を踏まえて、教職員及び学生に対する研修事業を年2回以上実施する等の啓発活動に取り組むとともに、ハラスメントに関する相談窓口の設置を周知徹底するなど相談体制を強化する。

中期目標	中期計画
	VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
	別紙参照 VII 短期借入金の限度額
	1 短期借入金の限度額
	750, 501千円
	2 想定される理由
	運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる
	対策費として借り入れることが想定されるため。
	™ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
	1 重要な財産を譲渡する計画
	計画はなし 2 重要な財産を担保に供する計画
	2 里安は財産を担保に供りる計画 計画はなし
	H H 15.5
	区 剰余金の使途
	IX 剰余金の使途○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は
	○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は
	○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は 一部を、文部科学大臣の承認を受けて、・教育研究の質の向上及び組織運営の改善 に充てる。
	○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は 一部を、文部科学大臣の承認を受けて、 ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善 に充てる。X その他
	○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は 一部を、文部科学大臣の承認を受けて、・教育研究の質の向上及び組織運営の改善 に充てる。
	○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は 一部を、文部科学大臣の承認を受けて、 ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善 に充てる。X その他
	 ○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は 一部を、文部科学大臣の承認を受けて、 ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善 に充てる。 X その他 1 施設・設備に関する計画
	 ○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 X その他 1 施設・設備の内容 予定額(百万円) 財源
	 ○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 X その他 1 施設・設備に関する計画 施設・設備の内容 予定額(百万円) 財 源
	 ○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 X その他 1 施設・設備に関する計画 施設・設備の内容 予定額(百万円) 財 源 ・(彦根)総合研究棟改修 総額 施設整備費補助金 (552百万円)

中期目標	中期計画
	2 人事に関する計画 1) 基本方針 学長のリーダーシップの下、大学の戦略に基づき、全学的な人事管理 と人員配置を行うとともに、計画的な人件費管理を行う。 教員については、教育研究の活性化を図るため、若手教員、女性教員、 外国人教員、実務家教員の登用について配慮するとともに、任期制、年俸制、クロスアポイントメント制度の適用を推進し、教員の業績評価制度の改善・確立により、評価結果を適切に処遇に反映させる。 職員については、事務職員人材育成基本方針に基づく登用、研修を行い、専門的職能集団として計画的な養成を図る。 (参考)中期目標期間中の人件費総額見込み 23,348百万円 (退職手当は除く。) 3 中期目標期間を超える債務負担 (PFI事業) 計画はなし (長期借入金) 計画はなし (長期借入金) 計画はなし (リース資産) 計画はなし (リース資産) 計画はなし (リース資産) 計画はなし (リース資産) 計画はなし (リース資産) 計画はなし (ションでは、次の事業の財源に充てる。 ①経済学部研究棟耐震改修に伴う移転関連事業の一部 ②その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

	中	期目標		中期計画	
別表 1 (学部、研究		期 目 標 教育学部 経済学部 教育学研究科 経済学研究科	別表(収容定員) 学部 研究科	数育学部 960人 (うち教員養成に係る分野960人) 経済学部 2,240人 教育学研究科 130人 (うち修士課程130人) 経済学研究科 102人	
				うち博士前期課程 84人	

中期目標	中期計画			
	(別紙)予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	(別紙)予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
	1. 予算			
	平成28年度~平成33年度 予算			
	(単位:百万	円)		
	区 分 金 額			
	収入			
	運営費交付金 17,7	75		
	施設整備費補助金 5	552		
	船舶建造費補助金	0		
	大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 1	38		
	自己収入 14,1	.30		
	授業料及び入学料検定料収入 13,8	373		
	附属病院収入	0		
	財産処分収入	0		
	雑収入 2	257		
	産学連携等研究収入及び寄附金収入等 4	155		
	長期借入金収入	0		
	計 33,0)50		
	支出			
	業務費 31,9	05		
	教育研究経費 31,9	05		
	診療経費	0		
	施設整備費 6	690		
	船舶建造費	0		
	産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 4	155		
	長期借入金償還金	0		
	計 33,0)50		

中期目標	中期計画
中	1 777 61 1
	[人件費の見積り]
	中期目標期間中総額 23,348百万円を支出する。(退職手当は除く。)
	注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積
	り額を踏まえ試算している。
	注)退職手当については、国立大学法人滋賀大学退職手当規程に基づいて支
	は、
	業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定され
	スープン「新編成過程では、C国外五份資産職「国体に平して新たじない」 る。
	注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。
	山 / 川城以直に片 / 于十座日 / が) 育は / 7 感 し く (/ ま ()
	「運営費交付金の算定方法]
	□ 日本の □ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それ
	ぞれに対応した数式により算定して決定する。
	I [基幹運営費交付金対象事業費]
	①「教育研究等基幹経費」:以下の金額にかかる金額の総額。D (y-1)
	は直前の事業年度におけるD(y)。
	・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく
	教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
	・附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員に
	かかる給与費相当額。
	• 学長裁量経費。
	②「その他教育研究経費」:以下の事項にかかる金額の総額。E (y-1)
	は直前の事業年度におけるE(y)。
	・学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる
	者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
	・附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
	・法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管
	理運営経費。
	・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要とな
	る経費。
	③「機能強化経費」:機能強化経費として、当該事業年度において措置す
	る経費。
	〔基幹運営費交付金対象収入〕
	④「基準学生納付金収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標
	準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。
	(平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)

中期目標	中期計画
中期目標	 中期計画 ⑤「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。 Ⅲ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕 ⑥「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。 運営費交付金= A(y) + B(y) 1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y) (1) D(y) = D(y-1) × β(係数) (2) E(y) = {E(y-1) × α(係数)} × β(係数) ± S(y) ± T(y) + U(y) (3) F(y) = F(y) (4) G(y) = G(y) D(y):教育研究等基幹経費(①)を対象。E(y):その他教育研究経費(②)を対象。
	E (y): その他教育研究経費(②)を対象。 F (y): 機能強化経費(③)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。 G (y): 基準学生納付金収入(④)、その他収入(⑤)を対象。 S (y): 政策課題等対応補正額。 新たな政策課題等に対応するための補正額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。 T (y): 教育研究組織調整額。 字部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。 U (y): 教育等施設基盤調整額。 施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

中期目標	中期計画
	2. 毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。 <u>B (y) = H (y)</u>
	H (y):特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
	【諸係数】 α (アルファ) :機能強化促進係数。△0.8%とする。 第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究 組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。
	β (ベータ) : 教育研究政策係数。 物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における 具体的な係数値を決定する。
	注)中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。 なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。 注)施設整備費補助金及び大学改革支援・学位授与機構施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。 注)自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。 注)業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。 注)産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。 注)上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」及び「教育等施設基盤調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

中期目標	中期計	画		
	2. 収支計画			
	区分	金額		
	費用の部	32, 402		
	経常費用	32, 402		
	業務費	30, 652		
	教育研究経費	5, 169		
	診療経費	0		
	受託研究費等	295		
	役員人件費	477		
	教員人件費	18, 791		
	職員人件費	5, 920		
	一般管理費	1, 258		
	財務費用	0		
	雑損	0		
	減価償却費	492		
	臨時損失	0		
	収入の部	32, 402		
	経常収益	32, 402		
	運営費交付金収益	17, 775		
	授業料収益	11, 380		
	入学金収益	1, 609		
	検定料収益	449		
	附属病院収益	0		
	受託研究等収益	295		
	寄附金収益	145		
	財務収益	2		
	雑益	255		
	資産見返負債戻入	492		
	臨時利益	0		
	純利益	0		
	総利益	0		

中期目標	中期計画		
	注)受託研究費等は、受託事業費及び共同研究費を含む。 注)受託研究等収益は、受託事業収益及び共同研究収益を含む。		
	3. 資金計画		
	平成28年度~平成33年度 資金計画		
	(単位:百万円)		
	区分	金額	
	資金支出	33, 312	
	業務活動による支出	31, 910	
	投資活動による支出	1, 140	
	財務活動による支出	0	
	次期中期目標期間への繰越金	262	
	資金収入	33, 312	
	業務活動による収入	32, 360	
	運営費交付金による収入	17, 775	
	授業料及び入学料検定料による収入	13, 873	
	附属病院収入	0	
	受託研究等収入	295	
	寄附金収入	160	
	その他の収入	257	
	投資活動による収入	690	
	施設費による収入	690	
	その他の収入	0	
	財務活動による収入	0	
	前中期目標期間よりの繰越金	262	